資料２

一般廃棄物（生活排水）の実績と課題、施策について

１．生活排水処理の実績

（１）下水道普及率

西東京市（以下、「本市」という。）の公共下水道の普及率を表１に示します。

市域では、ほぼ全域に下水道が普及しているものの、一部世帯では水洗便所が未設置（下水道に未接続）となっています。

表１　下水道普及率

区分		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
行政区域人口（A）	人	205,726	205,943	205,737	206,302	207,386
処理区域人口（B）	人	205,725	205,942	205,736	206,301	207,385
水洗便所設置済人口	人	200,705	201,020	200,907	201,538	202,689
下水道普及率（B/A）	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※各人口は３月31日時点のため、資料１の人口とは異なります。

（２）し尿及び浄化槽汚泥搬入量

柳泉園組合へのし尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移を表２に示します。

し尿量は増減していますが、浄化槽汚泥量は概ね減少傾向となっています。

表２　し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移

項目／年度	搬入量				１日当たり搬入量（年間日平均）	
	し尿	浄化槽汚泥		合計		
		搬入量	混入率 ※１		搬入量	搬入率 ※２
	kL/年	kL/年	%	kL/年	kL/日	%
令和３年度	167	197	54.1	364	1.0	2.9
令和４年度	167	185	52.6	352	1.0	2.9
令和５年度	148	178	54.6	326	0.9	2.6
令和６年度	170	188	52.5	358	1.0	2.9
令和７年度	153	135	46.9	288	0.8	2.3

※１　し尿及び浄化槽汚泥の搬入量合計に対する浄化槽汚泥の搬入割合を示します。

※２　柳泉園組合し尿処理施設の施設規模（35 kL/日）に対する比率を示します。

（３）収集・運搬方法

し尿及び浄化槽汚泥の収集は、市内全域の公共下水道未接続世帯を対象にしています。

し尿は委託業者が月に１回、浄化槽汚泥は許可業者が随時収集しています。収集したし尿及び浄化槽汚泥は、柳泉園組合し尿処理施設に搬入し、処理を行います。

２．本市の生活排水処理の課題

本市の生活排水処理の課題は、既存計画から引き続き、以下が考えられます。

（１）公共下水道への接続促進

公共下水道の普及率は約 100％であるものの、一部世帯が下水道未接続となっています。清潔で快適な生活環境をつくりだすためにも、下水道未接続世帯である浄化槽使用世帯、し尿汲取り世帯の、公共下水道への接続を促進する必要があります。

（２）処理量の減少への対応

公共下水道の普及に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の発生量及びし尿処理施設での処理量は減少します。そのため、経済的、効率的な処理について検討する必要があります。

（３）バキューム車の維持

本市では、民間事業者に委託して、バキューム車によるし尿及び浄化槽汚泥の収集を行っています。し尿及び浄化槽汚泥の発生量は概ね減少傾向にありますが、工事現場や有事の際における仮設トイレのし尿収集もバキューム車で行うことから、バキューム車は必要不可欠となります。バキューム車の保有、維持の方策について、検討する必要があります。

３．生活排水の適正処理計画

本市の生活排水処理は、既存計画を基本とし、以下のとおり進めることとします。

（１）基本方針

本市では、ほぼ全域に公共下水道が普及しており、生活排水処理はほとんどが公共下水道によりますが、汲み取りを行っている世帯や浄化槽を使用している世帯も一部あります。

したがって、公共下水道への接続を促進するとともに、し尿処理事業が今後確実に規模縮小していくことを前提に、適正かつ合理的なし尿処理事業を推進することを基本方針とします。

（２）収集・運搬計画

し尿は委託業者、浄化槽汚泥は許可業者による収集・運搬を継続します。収集件数は今後も減少すると想定されることから、適正かつ効率的な収集システムの構築を検討します。

（３）中間処理計画

下水道の普及による汲み取り便槽や単独処理浄化槽の利用者の減少に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の排出量は減少すると想定されます。

経済的かつ効率的にし尿及び浄化槽汚泥の中間処理を行うため、清瀬市、東久留米市とともに、柳泉園組合における共同処理を継続します。

また、適正な処理を継続するため、柳泉園組合し尿処理施設における適正な維持管理について、組合及び構成市で適宜検討を行います。